

理工協産人権方針

この度、ESG投資の高まり、SDGsの取り組みの深まりを受け、理工協産の人権方針を制定しました。これまで、就業規則の中で触れていた面もありますが、グローバルスタンダードに準拠した人権尊重を進めることに致しました。

この人権方針は理工協産の事業活動における人権尊重の最上位概念として、全部門で取り組み、今後さらなる体制の整備を進めていきます。

[適用範囲]

本方針は理工協産のすべての役員と従業員に適用します。

[方針]

1. 個人の基本的な人権と個性や多様性を尊重し、その人種、性別、年齢、障がい、宗教、言語、国籍、性的指向、性自認等に基づくあらゆる差別およびハラスメントを行いません。
2. 一切の非自主的な労働（強制労働・奴隷・人身売買など）、児童労働を行いません。
3. 社員が健康で安全に働ける職場環境を作ります。
4. 結社の自由と団体交渉に関する、社員の基本的権利を尊重します。
5. 事業活動を行う地域の法規制および社会規範・業界規範および規格を認識し順守します。
6. 倫理違反および法令違反の懸念がある事象が発覚した場合は経営者に速やかに報告をします。
7. 経営者は倫理違反または法令違反の懸念に対し当事者のプライバシーを守った上で速やかに調査し、適切に是正します。
8. 従業員が内部通報を行う場合、報復のないことを従業員に伝え、収集手段として経営者・役員への書簡の郵送または匿名で通報できるWebフォームを設置します。
9. この方針は全ての役員と従業員に周知し、社外にも公表します。

制定 2020年10月1日
理工協産株式会社
代表取締役社長

杉浦 紘子